

鈴鹿市公告第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により指定した道路の指定を次のとおり廃止したので、鈴鹿市建築基準法施行細則（平成11年鈴鹿市規則第29号）第24条の2第2項の規定により公告する。

令和8年1月13日

鈴鹿市長　末　松　則　子

1 廃止する指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路

2 廃止する指定道路の指定年月日

平成28年9月13日

3 指定廃止の年月日

令和8年1月9日

4 廃止する指定道路の位置

市道　国府179号線の一部

鈴鹿市国府町字平井7453番1の一部（国府179号線の一部）

5 廃止する指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 42.0メートル

(2) 幅員 5.3メートル～7.1メートル